遠野市告示第５号
平成25年１月24日

遠野市広報遠野広告掲載取扱要綱を次のように定める。

遠野市長　本　田　敏　秋

遠野市広報遠野広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市内に事業所を有する企業等の広告（以下「広告」という。）を、市が発行する広報紙「広報遠野」（以下「広報紙」という。）に掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の基準）

第２条　広報紙に掲載することができる広告は、次に掲げるいずれにも該当しないものとする。

(1) 市の広報紙としての品位、公共性又は公益性を妨げるおそれのあるもの

(2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業に該当するもの

(5) 児童又は青少年の健全な育成を害するもの

(6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(7) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、広報紙に掲載する広告として適当でないと認められるもの

（広告掲載の位置）

第３条　広告を掲載する位置は、広報紙の表紙を除く各ページの上１段及び下１段のうち市長が指定する位置とする。

（広告の種別、規格及び掲載料等）

第４条　掲載する広告の種別、規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

種別	規格	掲載料	
		掲載期間が１か月間のもの	掲載期間が３か月間のもの
１号広告（２色）	縦45ミリメートル、横182ミリメートル	20,000円	
１号広告（カラー）	縦45ミリメートル、横172ミリメートル	30,000円	
２号広告（２色）	縦45ミリメートル、横85ミリメートル	10,000円	28,500円
２号広告（カラー）	縦45ミリメートル、横81ミリメートル	15,000円	42,750円

備考 　１　掲載する広告の原稿を提出すること。 　２　１号広告で掲載期間が３か月間のものは、掲載の募集をしないものであること。

２　広告の掲載に併せて広告のデザインを市に依頼する場合は、掲載料のほか3,000円を徴収する。

（掲載希望者の募集）

第５条　広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、広報紙及び市ホームページに掲載するほか、ケーブルテレビに放送して行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第６条　掲載希望者は、掲載を希望する広報紙の発行日の属する月の前月における最初の木曜日までに、広報遠野広告掲載申込書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申込みを受理したときは、募集期間終了後、第２条に規定する基準に照らし合わせ、速やかに広告掲載の可否を決定し、広報遠野広告掲載（非掲載）決定通知書（第２号様式）により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

２　前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、決定の通知を受けた日から７日以内に、掲載しようとする広告の原稿等を市長に提出しなければならない。この場合において、当該原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

３　前条の規定による申込みの数が広告の募集件数を超えたときは、抽選により広告主を決定するものとする。

（掲載料の納付）

第８条　掲載料は、広告掲載の決定の通知を受けた日から７日以内に、一括して前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（掲載料の返還）

第９条　既納の掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

（広告主の責任）

第10条　広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条　市長は、次に掲げるいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が掲載料を期日までに納入しなかったとき。

(2) 広告主が広告の原稿等を期日までに提出しなかったとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

（広告審査委員会）

第12条　市は、広告掲載の可否の決定に疑義が生じた場合に当該掲載の可否を審査するため、遠野市広告審査委員会を置くことができる。

２　遠野市広告審査委員会に委員長及び委員若干名を置き、委員長は副市長を、委員は市長が指名する職員をもって充てる。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成25年３月18日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

広報遠野広告掲載申込書

年　　月　　日

遠野市長　様

広報遠野広告掲載取扱要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり広報遠野への広告の掲載を申し込みます。

１　申込者

住所（所在地）			
会社名（団体名）			
代表者職・氏名	㊞		
担当者名		連絡先	

２　掲載を希望する号

(1)　　年　　月号　（１か月）

(2)　　年　　月号　～　　年　　月号　（３か月）

３　掲載を希望する種類及び規格（第３希望まで記入することができます。）

(1)　１号広告（縦45㎜、横182㎜）２色　　１枠

(2)　１号広告（縦45㎜、横172㎜）カラー　　１枠

(3)　２号広告（縦45㎜、横85㎜）　２色（１か月）　　１枠

(4)　２号広告（縦45㎜、横81㎜）　カラー（１か月）　　１枠

(5)　２号広告（縦45㎜、横85㎜）　２色（３か月）　　１枠

(6)　２号広告（縦45㎜、横81㎜）　カラー（３か月）　１枠

第１希望　　**第２希望**　　**第３希望**

４　広告デザイン依頼（いずれかにチェックし、依頼しない場合は掲載広告案を別紙で提出してください。）

□依頼する　　□依頼しない

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

様

遠野市長　　印

広報遠野広告掲載（非掲載）決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのあった広報遠野への広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　掲載の可否　　（掲載する・掲載しない）
（掲載しない理由：　　）

２　掲載号　　年　　月号

３　広告掲載料　　金　　額　　円
納入期限　　年　　月　　日